

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(十一) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首社会・地域貢献準備金の金額	7	円
積立限度額		2	円		の 計 算	当期益金算入額	8
〔当期の日本郵政株式会社法第13条第2項に規定する利益金の額のうち社会・地域貢献基金に積み立てた金額〕				同上以外の場合による益金算入額		9	
積立限度超過額		3	円	の 計 算	計	10	円
(1) - (2)					(8) + (9)		
当期積立額のうち損金算入額			円	の 計 算	当期積立額のうち損金算入額	11	円
(1) - (3)					差引社会・地域貢献準備金の金額	12	
差引社会・地域貢献準備金の金額		4	円	の 計 算	累計限度超過額	13	円
(12)					(5)		
期末社会・地域貢献準備金の金額			円	の 計 算	期末社会・地域貢献準備金の金額	14	円
(12) - (13)					(12) - (13)		
貸借対照表に計上されている社会・地域貢献準備金			円	の 計 算	貸借対照表に計上されている社会・地域貢献準備金	15	円
差引					(15) - (14)	16	
累計限度超過額の計算		5	円	の 計 算	貸借対照表の取崩不足額	17	円
(4) - 1兆円					(10) - ((1) - ((15) - 前期の(15)))		
限度超過額合計		6	円	の 計 算	当期に生じた差額の合計額	18	円
(3) + (5)					(6) + (17)		
前期末における差額			円	の 計 算	前期末における差額	19	円
(前期の(16))					(前期の(16))		

別表十二（十一）の記載の仕方

1 この明細書は、日本郵政株式会社が、措置法第57条の9（社会・地域貢献準備金）の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の58の2（社会・地域貢献準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結

法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「期首社会・地域貢献準備金の金額7」には、当期首現在の税務計算上の社会・地域貢献準備金の金額を記載します。